

令和7年度愛媛地方最低賃金審議会第1回小委員会 議事録

日時

令和7年7月24日（木）13:37～14:21

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
（松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階）

出席者

公益代表委員

井上委員長、五領田委員長代理、森本委員

労働者代表委員

白石委員、竹箇平委員、竹本委員

使用者代表委員

小池委員、西岡委員、八塚委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、高尾賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 委員長及び委員長代理の選任について
- 3 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性について
- 4 その他
- 5 閉 会

議事

○賃金室長

ただ今から、愛媛地方最低賃金審議会小委員会を開催いたします。

皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は本年度、第1回目の小委員会となりますので、委員長、委員長代理が選任されるまでの間は、事務局で議事を進行いたします。

本日は、委員全員に出席いただいておりますので、小委員会運営要綱第5条第1項に定める定足数に達しており、本日の小委員会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方はいません。

はじめに、この小委員会は、資料5ページの運営要綱のとおり、「特定最賃の各産業別最低賃金の改定の必要性の有無」を審議するために、設置された委員会でございます。

次に、配布資料について、本日配布させていただきました第1回小委員会資料以外に、7月3日の本審で配布した別冊資料も持参をお願いしています。

いずれの資料も右下のページ数をお示しして説明をさせていただきます

なお、別冊資料は、申出人を構成する労働組合の協定内容など個別企業や労働組合の情報が含まれる非公開資料ですので、取り扱いに御留意願います。

それでは、議事項番2「委員長及び委員長代理の選任について」に入ります。

小委員会運営要綱第3条第2項により、「委員長及び委員長代理は、公益代表委員において協議を行い選任する。」となっております。

公益委員の皆様で、既に御協議いただいていると伺っておりますので、協議結果の発表をお願いいたします。

○井上委員

協議の結果、委員長に私、井上、委員長代理に五領田委員となりました。

○賃金室長

ありがとうございます。協議の結果、委員長は井上委員、委員長代理は五領田委員と決定いたしました。

(委員長、委員長代理の名札を両委員の名札の横に置く)

○賃金室長

それでは、以降の進行を井上委員長にお願いしたいと思います。

○井上委員長

委員長を務めさせていただきます井上です。よろしくお願いします。

各委員の皆様には、限られた時間の中で、難しい御判断をいただくこともあろうかと思いますが、円滑な審議に御協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、議事次第に従って議事を進めます。

議事項番3「愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性について」に入ります。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、個別の事業所の「賃金体系」、「労使協定や労使確認書の内容」、「労働契約の内容」など、企業や労働者に係る具体的な情報を提示しながらの審議となります。

これらの企業経営上の具体的な情報は公開することが難しいため、本件の審議は、小委員会運営要綱第9条及び「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」第3条第

1号の「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合」に該当すると思われます。

このため、非公開としたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(一同同意)

○井上委員長

それでは、本件の審議は非公開といたします。

それでは、事務局から、特定最低賃金の改正手続きの概要と改正申出書の審議結果等について説明をお願いします。

○賃金室長

愛媛県の特定最低賃金については、現在、5業種あり、適用される産業分類、適用除外年齢及び業務、発効年月日、最低賃金額が決められております。

今回、このうち4業種の特定最低賃金につきまして、改正を求める申出書の提出があり、事務局で形式審査を行いましたところ、全て要件を満たしておりましたので、正式に受理をしたところでございます。

それでは、特定最低賃金の改正手続きの概要から御説明いたします。

資料11ページを御覧下さい。

こちらに、最低賃金法第15条を抜粋していますが、特定最低賃金の改正や廃止決定を行う際の根拠条文となります。具体的には、ローマ数字Ⅱの決定等の要件を御覧下さい。特定最低賃金の改正又は廃止を決定するためには、①～③の要件をすべて満たす必要があります。

そして、今は、①の要件のうち、最賃法第15条第1項に基づく申出が労働者側からなされたところでございます。

今後は、小委員会において必要性の有無について調査審議いただき、必要性ありの結論となった場合は、ここからは地域別最賃と同様の要件となりますが、②、③の要件を満たす流れで調査審議を進めていくこととなります。

資料12ページを御覧下さい。

こちらは、先ほどの最賃法第15条の要件を満たすための、調査審議等の流れを図示したものでございます。

次の13ページを御覧下さい。

こちらのフローチャートは、先ほどの調査審議の流れをより具体的に、フローチャートに表したものとなっています。

このフローチャートでは、現在、上から3つ目の四角で囲んでいる第2回～第○回地方最低賃金審議会というところになりますが、本日を含め3回の小委員会での必要性の有

無についての審議をいただきます。

第1回本審にて、必要性の有無について調査諮問をさせていただきましたが、第2回以降の本審では、小委員会の結論が出た場合には、その報告、追認して、必要性有りの答申をいただいた業種について、金額改定についての調査諮問をさせていただくことになります。その後、特定最低賃金の専門部会を設置して、それぞれの専門部会で金額審議を行っていただき、その結果を答申としていただく流れとなっています。

そして、異議の申出があった場合には、異議審を開催し、最終の答申をしていただき、この答申を踏まえ労働局長が改定金額を決定することになります。

時間の都合で概要のみとさせていただきましたが、以上が、特定最低賃金の金額改定の大まかな流れでございます。

次に、特定最低賃金の金額改定決定までの流れとなります、特定最低賃金の改正または廃止の申出要件について説明いたします。

冒頭に、4業種の申出書を審査し正式に受理をしたと申し上げましたが、この書式審査上のポイントを中心に、御説明いたします。

資料15ページを御覧下さい。

これは、昭和61年2月14日付けの中央最低賃金審議会答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」の別添「新産業別最低賃金の運用方針」の申出の要件等の部分の抜粋でございます。

昭和61年当時は、産業別最低賃金、新産業別最低賃金と呼ばれておりましたので、特定最低賃金ではなく、このような表記になっています。

資料15ページ中ほどに、1(1)ロに特定最低賃金改正の申出の要件として、(イ)、(ロ)の二つのケースが記載されています。

一つは、(イ)の労働協約ケースで、もう一つは(ロ)の公正競争ケースです。

いずれも、重要部分に下線を引いてありますが、申出の要件として、同業種の適用を受ける基幹的労働者の「概ね3分の1」という定量的要件が課されています。

ただ、異なるのは、労働協約ケースは、賃金の最低額に関する定めを含む労働組合法に基づく労働協約が適用される者の数であるのに対して、公正競争ケースの場合は、労働協約がない場合でも、労働組合のない企業の労働者代表との労使協定、機関決定、署名等の個別合意等でも「概ね3分の1」を超えていれば構わないということになります。また、「概ね3分の1」というのは具体的に30%以上であれば了解としております。

なお、労働協約ケースにおいては、最も低い労働協約の金額が、改定する特定最低賃金の上限となることに御留意下さい。

資料16ページは、公正競争ケースの運用面の問題点、その制度の概念、考え方について示しております。平成4年5月15日の中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告として取りまとめられておりますので参考にして下さい。

次に、資料10ページに戻り資料No.3の「特定最低賃金（改正）申出書形式審査一覧

表」を御覧下さい。こちらは、今年度の特定最低賃金改正申出書の形式を審査して一覧表にまとめたものです。今年度は4つの産業から愛媛労働局長あて申出書の提出があり、審査の要点としては、⑦の数値になりますが、パルプ、紙製造業以外の産業では30%以上となっています。

パルプ、紙製造業は、26.8%と30%を下回っていますが、申出産業の基幹的労働者数Aは令和6年度に把握した数値であり、数値Bは今年度にパルプ、紙製造業において、大手製紙業で多数の離職者が発生したことにより、基幹的労働者数は減少した数値、いわゆる多数の離職者を含んでいない数値で、分母と分子では把握時期に相違があることから、26.8%はその差も考慮し「概ね3分の1」以上の範疇と考え、パルプ、紙製造業でも条件は満たしているものと判断しました。

よって、4業種とも要件を満たしていることとなり、改正の申出書を正式に受理させていただきました。

また、⑨の欄の申出のケースとして、公正競争か労働協約を記載しております。

別冊資料は、4業種の申出書書類一式の写しを綴ったもので、これらの書類から資料No.3を作成しております。なお、別冊資料の中身については、説明を省略させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

○井上委員長

ただ今の特定最賃の改正手続きの内容や、改正申出書の内容、審査結果について、御質問等がありましたらお願いします。

○八塚委員

もう1回、紙、パルプが26.8%で要件を満たしている理由の説明をお願いします。

○労働基準部長

別冊の6ページの申出書添付の必要性の機関決議をご覧下さい。本産業の3つの組合を羅列していますが、この3つの組合が合わせて638名です。

昨年はここに大手企業の組合が含まれていて、分母となる申出産業の労働者はほとんど変わりがないですけれども、基幹的労働者数の分子Bはもっと多かったものであります。

今年は、申出産業の基幹的労働者数Aのうち、大手企業分が抜けた数字を正確に把握できていませんが、現時点では申出産業の労働者数2,770名やAの基幹的労働者数2,377名より大分少なくなっています。それを考慮すれば、 B/A というのは、実際には26.8%よりも大きく、具体的には30%を超える数字になっているというものでございます。

○八塚委員

わかりました。

○井上委員長

その他に御質問はありますか。

確認しますと、昨年比で、Aの数値とBの数値、特にAの数値は大手企業が抜けた部分は実数として計上できないということですね。

○労働基準部長

今回は具体的な数字が出せなくて、中途半端な数字を出すのも問題があると思ひまして、2,377名のままにさせていただきました。とは言え、来年度は、両方から抜けた数字、場合によっては他の製紙会社に移った労働者数込みの数字が出るはずですが、ただ、分母、分子とも減っているのです、割合としては去年より少なくなるかもしれません。今のところ3割を超えているという判断です。

○井上委員長

わかりました。審査の結論に異議を申し出ることではなくて、事実関係として分母は減っていないけれど、分子が減っていることを考慮して3分の1程度を満たしているということですね。

○労働基準部長

左様でございます。

○井上委員長

他に御質問はありませんか。

(質問等なし)

○井上委員長

それでは、ただ今から、「愛媛県特定最低賃金の改正の必要性の有無の審議」に入ります。まずは、審議方法について事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

本日は、特定最低賃金改正の申出があった4業種に関して、使側委員の皆様から「必要性有り」か「必要性無し」の御意見をお聞きします。

「必要性有り」に御同意いただける業種は、そこで審議を終えます。

使側委員の皆様が、この場では、「必要性有り」に御同意が難しい業種、または「必要性無し」と判断する業種は、その旨の御意見をいただき、次回以降の小委員会で審議することとなります。

詳細な審議は次回以降となりますが、使側委員の皆様の御意見について御質問等がございましたら、御発言をお願いします。

また、小委員会の会議は、原則公労使委員全体で進めてまいりますが、公労使それぞれの側から申出があれば、公労、公使委員等の個別の協議や、各側委員で打合せする場を設けます。

なお、「必要性有り」とする業種は、専門部会の金額審議では、現行から1円以上引き上げることと、地域別最低賃金以上の金額に引き上げることが前提となりますので、御留意願います。

それから、労働協約ケースについては、関係労使が合意した労働協約の最低額が、金額審議における上限額になります。これは、法定最低賃金額を、労使協約額を超えて決定することは、当該協約を無効にし、関係労使の意向に反するものとして、協約額の最下限が金額審議の事実上の上限となるというものです。

このため、労働協約ケースに該当する、はん用機械と電子部品・電気機械器具については、引上げ額の上限に御留意下さい。

事務局からは以上でございます。

○井上委員長

ただ今の事務局の説明について、御質問等あればお願いします。

(質問等なし)

○井上委員長

それでは、使用者側の委員の皆様から、業種ごとに、改正申出書の内容、現在の業況等を踏まえて、改正決定の必要性の有無について、御意見をお願いいたします。

○八塚委員

改正の申し出がありました4業種の特定期間最低賃金の改正につきましては、使用者側といたしましては、昨年と同様に、いずれも「改正の必要性有り」とするとの結論であります。

しかしながら、業種の中には、原材料費やエネルギー費の高騰、消費の低迷などで、非常に厳しい状況にありながらも、一方では、地域の基幹産業ということで、一定の対応も必要だろうということから、総合的な視点から改正するのもやむを得ないのではな

いかということで、改正の必要性有りとしておりますが、そうであっても実情については御理解いただきたく、御説明したいと存じます。

それでは、パルプ、紙製造業の最低賃金から申し上げます。

毎回申し上げているので詳細は申しませんが、紙パルプ業界の関係者の方は、特に近年の急激な地域別最低賃金額の引き上げもあり、特定最低賃金の制度自体を見直すべきとの疑問を持っているということですので、この旨申し上げた上で、具体的な話に入ります。

パルプ、紙製造業においては、ITの進展に伴い、紙ベースでの書類のやり取りからIT機器での情報のやり取りに変化するなどのオフィス需要の減少のほか、新聞や書籍を電子媒体で読むといった消費行動の変化で、グラフィック用紙、すなわち新聞用紙、印刷用紙、情報用紙離れが進んでおります。この状況は、コロナ禍による在宅勤務等により拍車がかかり、今後も続くものと思われます。

紙生産量が最大であった2008年は、生産のうちの67%を占めていたグラフィック用紙が、2024年には、44%まで激減したことから、近年、グラフィック用紙生産用の機械設備の停機や廃棄、段ボールなどのパッケージング用紙や衛生用紙への生産品種の転換、セルロースナノファイバーなどの新素材の活用などに取り組んでおりますが、資金面・販売面・技術面等の課題が山積しており、一朝一夕にはかなわない実情があります。

パルプ、紙製造業は、原燃料を海外に依存し、販売先は内需中心です。ウクライナ紛争やトランプ関税の動向は、供給不足や価格高騰となり、為替相場の円安傾向は、単独企業では如何ともし難いコストアップとなっています。

価格転嫁の面におきましても、製品価格への転嫁率は50%程度であるほか、供給先のコストアップにつながることから、紙使用量の減少や単価の安い品種への変更といった負のスパイラルに陥っている現状があります。

この業界は、装置産業であり効率化の観点から、昼夜連続操業が基本です。現業部署では、4直3交替制などの交替勤務で対応していますが、近年の若年層からは、平日昼勤以外は敬遠される傾向が顕著です。以前は交替手当や深夜手当等により昼勤のみより収入が多く得られることから交替勤務を希望する方も多くありましたが、現在では、賃金の多寡より友人知人と一緒に休日を過ごしたいと考える若年者が多くを占め、人材確保が一段と厳しい状況となっています。

また、先述の状況下の中、大手洋紙製造メーカーの民事再生法申請という報道も業界においては非常に衝撃的なものでした。家庭紙事業については他社への売却が決まったものの、パルプ及び洋紙製造事業については、現時点で売却先は未定です。これは、パルプ、紙製造業そのものの事業継続について新規参入の魅力が低いと判断されたものと考えられます。

そういった厳しい実情にあるパルプ・紙業界においては、会社の存続があつてこそ雇用が維持でき、賃金の確保ができるということを念頭に置くことが必要で、金額審議に

においては、先ほど述べた実情も十分に踏まえた御議論をお願いします。

続きまして、はん用機械器具関係の特定最低賃金であります。

大手の発注企業においては、原材料価格の上昇分に加え、エネルギーコストや人件費の上昇分を製品価格に転嫁していただける動きは以前に比べると出てきてはいるものの、まだコストの増分を十分に価格に転嫁してもらえている状況ではなく、事業環境は厳しい状況にあります。

また、建設機械や半導体製造装置などの分野では、いわゆるトランプ関税の影響を受けて、業務量が大きく減少している企業もあります。

このように経営的には厳しい実情がある訳ですが、一方では、ほとんどの企業が人材不足に苦しんでいることから、雇用の確保及び今後増加する外国人材の他地域への流出防止のためにも、業界の地位向上が必要であります。したがって、そのためには、それなりの賃金を払うことが必要であるとの考えから、「改正の必要性有り」とするのもしやむを得ないものと考えております。

続きまして、電子部品・デバイス・電子回路関係の特定最低賃金についてであります。

この業種の令和6年度の特定最賃の金額は、1,038円で、香川県の1,030円よりも若干高めの設定になっております。

これは、過去に存在したこの業種の大手事業者の賃金単価に引っ張られてこういった水準になったまま推移したからと思われませんが、こうした大手事業所が少なからず撤退している現在の状況の中で、この水準が本当に地域の実情に相応しているのかといった点については、十分に検討する必要があるものと考えております。

業界の状況としても、原材料価格が高騰し、エネルギー価格も高止まりしている中で、十分な価格転嫁ができず自社においてコスト増を吸収しているのが実情です。

しかしながら、人手不足感が続いており、大手企業においては、人材確保のために賃上げを進めていますので、これらの動きに追いついていかないと人材は集まりません。

したがって、賃上げは中小にとって厳しいところですが、人材確保の意味でも「改正の必要性有り」とするのもしやむを得ないものと考えております。

最後、船舶製造・修理業関係の特定最低賃金でございます。

造船業界におきましては、現状では、手持ち工事は確保できているところですが、人材確保に苦慮しているところです。

造船業は、労働集約型の産業で、特に小規模な事業所では、上昇したコストを十分に転嫁できないこともあり、賃金引き上げによる経営への影響は非常に大きいですが、そうした中でも、賃金を引き上げ、福利厚生も充実させて、魅力ある産業にしなければいけないとも考えているところです。

造船業は、今治地域を代表する基幹産業でありますから、業界として、厳しいながらもそれなりの賃金を支払う必要があるものと考えており、「改正の必要性有り」とするのもしやむを得ないものと考えております。

私からの説明は以上です。

○井上委員長

他に補足の御意見はありませんか。

(補足意見なし)

○井上委員長

御意見ありがとうございました。

愛媛県特定最低賃金4業種について、改正決定の必要性の有無について、「必要性有り」との使用者側の御意見を確認させていただきました。

いずれも、「改正決定の必要性有り」という御意見をいただきましたので、その旨本審に報告いたします。

それでは、事務局が報告書を作成しますので、しばらくお待ちください。

(報告書を作成)

(委員長が報告書内容を確認)

(報告書を各委員に配布)

○井上委員長

それでは、再開いたします。

事務局から今後の流れの説明をお願いします。

○賃金室長

本日、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、審議した結果、労働者側から申出のあった4業種とも「改正の必要性有り」となりました。

よって、7月29日の第2回本審において、会長あて文書で報告を行い、会長より答申をいただくこととなります。

事務局からの説明は以上でございます。

○井上委員長

次に議事項番4「その他」です。

あらかじめ用意された議題はすべて終了しておりますが、他に質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

○井上委員長

それでは最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

○賃金室長

すでに案内をしておりますが、第2回本審は、7月29日（火）13時30分、若草合同庁舎7階共用大会議室で開催となります。

公益委員の皆様は、第2回本審前の13時から、7階共用小会議室で、公益委員会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○井上委員長

以上をもちまして、第1回小委員会を終了いたします。

皆様、ありがとうございました。